

令和7年度 第8回天童市農業委員会総会 会議録

令和7年11月13日(木)午前10時 第8回天童市農業委員会総会を農業センター大会議室に招集した。

1 出席委員

1番	仲野真	2番	齋藤照一
3番	五十嵐晋	4番	清野貢市
5番	矢野美佐子	6番	今野滋
7番	三宅藤義	8番	高橋昭義
9番	白田好之	10番	大石吉隆
11番	山崎紀子	12番	小川晋
13番	武田仁	14番	五十嵐慶一
15番	須藤隆司	16番	富樫秀幸
17番	松田康政	18番	荒沢亨
19番	佐藤悦雄		

2 欠席委員

3 出席職員

事務局長補佐	澤章子	行政主査	浅井宏一郎
副主任	小川順一	主事	海老名美咲
主事	花輪大夢		
(説明職員)			
経済部農林課 課長補佐 兼農政係長	鈴木伸治	経済部農林課 農政係主事	瀬野京介

4 議事日程

- 第1 農業委員憲章朗読
- 第2 開会
- 第3 議事録署名委員の指名
- 第4 委員長報告
運営委員長
農地常任委員長
広報編集委員長
- 第5 事務処理報告

「行事報告」

「地目変更登記申請等に係る非農地証明並びに登記官からの照会への回答について（報告）」

「農地法第3条の3の規定による届出受付状況報告書（相続等）」

第6 議 事

承認第11号 農地法第18条第6項の規定による通知について

承認第12号 農地の使用貸借の合意解約について

議 第23号 農地法第3条の規定による許可について

議 第24号 農地法第5条の規定による許可について

議 第25号 令和7年度第7回農用地利用集積等促進計画に対する意見について

議 第26号 地域計画変更申し出に係る意見について

第7 閉 会

5 議 事 録

午後10時 開会

議 長 　　ただ今より、去る11月6日付け天童市農業委員会告示第12号をもって招集した令和7年度第8回天童市農業委員会総会を開会します。

　　本日の総会は全委員出席でありますので、ただちに会議を開きます。

　　本日の議事進行は、総会資料を事前に配付しておりますので、日程第5の事務処理報告は読上げを省略し、日程第6の議事のうち議第23号及び議第25号は、集約説明とします。

　　本日の議事進行について、このように取り扱うことに御異議はございませんか。

（異議なしの声）

議 長 　　御異議ございませんので、そのように取り扱うことに決定しました。

議 長 　　日程第3 議事録署名委員の指名を行います。

6番 今野 滋 委員

7番 三宅 藤義 委員

両委員をお願いします。

議長 日程第4 委員長の報告を求めます。はじめに、三宅藤義運営委員長。
三宅委員 はい。11月5日午後5時から第2回運営委員会を開催し、令和8年度行政視察及び令和7年度農業委員会忘年会について協議しました。詳細につきましては、総会後の全員協議会で協議をお願いします。以上です。

議長 次に、小川晋農地常任委員長。
小川委員 はい。本日午前9時15分より第4回農地常任委員会を開催いたしました。非農家による農地の権利取得に係る審査区分の改正について協議を行いました。この非農家による農地の権利取得に係る審査区分の改正については、来月の農地適正化調整会議の協議事項として協議いただきます。よろしくをお願いします。以上、報告します。

議長 次に、五十嵐慶一広報編集委員長。
五十嵐委員 はい。去る10月17日に第2回目の広報編集委員会を開催いたしました。内容は、今皆さんのお手元にあります第131号の広報紙の校正についてでした。皆さんの手元に配付しておりますので、後ほど、御覧いただきたいと思います。以上、報告いたします。

議長 日程第5 事務処理報告を求めます。澤事務局長補佐。
事務局長補佐 はい。それでは、総会次第1ページを御覧ください。事務処理報告になっております。

10月14日開催の令和7年度第7回総会后、本日の総会までの事務処理状況となっております。御確認をお願いいたします。

続きまして、総会資料を御覧ください。

1ページ、「地目変更登記申請等に係る非農地証明並びに登記官からの照会への回答について(報告)」です。件数7件、合計面積が2,663.47㎡になります。

2ページを御覧ください。「農地法第3条の3の規定による届出受付

状況報告書（相続等）」でございます。件数 1 3 件、合計面積 74, 586. 96 m²です。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 　　ただいま事務局長補佐から事務処理報告がありました。皆様から質問等はありませんか。

（質問なし）

議 長 　　質問等がございませんので、事務処理報告を終了します。

議 長 　　日程第 6 議事に入ります。

承認第 1 1 号「農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について」を上程します。事務局の説明を求めます。

事 務 局 　　はい。承認第 1 1 号について、御説明申し上げます。今回の 1 8 条の通知については、合計で 3 件であります。全て田んぼで、貸人都合によるものが 4, 119 m²、借人都合が 7, 408 m²、合計で 11, 527 m²となっております。解約の事由は、5 ページの右側にあるとおりでございます。以上簡単ですが説明を終わらせていただきます。

議 長 　　ただいま説明がありました。皆様から質問等はありませんか。

（質問なし）

議 長 　　お諮りいたします。

承認第 1 1 号は、通知のとおり承認することに御異議ございませんか。

（異議なしの声）

議 長 　　御異議なしと認め、承認第 1 1 号は承認することに決定しました。

議 長 　　承認第 1 2 号「農地の使用貸借の合意解約について」を上程します。事務局の説明を求めます。

事 務 局 　　はい。承認第 1 2 号については、田んぼの 9, 021 m²でございます。親子間の使用貸借を解約するという事、事由については別の者に貸し付けるためというようなことになっております。以上です。

議 長 　　ただいま説明がありました。皆様から質問等はありませんか。

（質問なし）

議長 お諮りいたします。
承認第12号は、通知のとおり承認することに御異議ございませんか。
(異議なしの声)

議長 御異議なしと認め、承認第12号は承認することに決定しました。

議長 議第23号「農地法第3条の規定による許可について」を上程します。
事務局の説明を求めます。

事務局 はい。総会の次第の3ページを御覧いただきたいと思います。議第23号の処理状況についてです。最初に所有権を移転するものにつきましては、売買が10件で、合計で10,255㎡となっております。次に賃貸借権の設定に関わるものが15件で、57,891㎡となっております。最後に使用貸借権の設定につきましては、8,347㎡となっております。各々については、総会の資料を御覧いただきたいと思います。以上で説明を終わります。

議長 続いて、地区担当農業委員の説明を求めます。

1番齋藤委員。

齋藤委員 はい。1番■■■■さんと■■■■さんの契約がですね、今回期間終了なので、改めてまた5年間の賃借権を再契約をするというようなことでございますので、問題はありません。2番についても、■■■■さん、■■■■さん、これも契約期間がですね、満了するというふうなことで、また、再契約を10年間の賃借権を設定するということですので、問題はありません。以上です。

議長 3番は私です。■■■■さんの農地を■■■■さんが10年以上前から作っております、今回買ってくれと言われたということで、何も問題ないと思いますので、よろしくお願ひします。4番は■■■■さんが■■■■さんの田んぼの賃借権を再設定ということで、何も問題ないと思いますので、よろしくお願ひします。

議長 5番五十嵐晋委員。

五十嵐晋委員 はい。5番について、こちらのほうも再設定でございますので問題ないと思います。以上です。

議長 6番大石委員。

大石委員 はい。6番、これも再設定ということでございます、何ら問題ございません。続いて7番■■■■さん、この方のお兄さんが亡くなりまして弟さんが相続したということでございますけれども、福島県ということでございまして、作らないということで■■■■さんが買うとのことで、何の問題もないと思われまして。続いて8番、こちらも再設定ということで、何の問題もないと思われまして。9番でございます。受人の■■■■さんが、近くの■■■■さんの畑を買うということですが、元々は分家した畑を元にとということで、何の問題もないと思われまして。10番、11番、受人が同じ花楸産業株式会社でございます。お母さんの名義から会社へ、また息子さんの名義から会社の名義へということで、従業員が来て耕作するというので、何ら問題ございません。続いて12番、さきほど承認第12号にありました息子との使用貸借を合意解約した渡人の■■■■さんが、受人の■■■■さんと正式に賃貸借契約を結んだということでございます。何ら問題ございません。よろしくお願い申し上げます。以上になります。

議長 13番松田委員。

松田委員 はい。私のほうからは、13番、14番、15番について御説明させていただきます。13番、14番の受人の■■■■さんは、地元の認定農家であります。今回、■■■■さん及び■■■■さんの畑のほう、隣接地である所を購入し、規模拡大するということです。また15番については、令和2年に集積事業ということで従前の5年間借りていた分の、延長分の変更になります。何ら問題ないと思われまして。よろしく申し上げます。

議長 16番須藤委員。

須藤委員 はい。私のほうは、16番から20番まででございます。資料に記載のとおり、それぞれの受人の方バリバリやられている方でございますので、何ら問題ございません。よろしく申し上げます。

議長 21番三宅委員。

三宅委員 はい、事由のとおりでございます。何ら問題ないので、よろしくお願

いします。

議 長 22番高橋委員。

高橋委員 はい。私のほうからは、22番、23番について説明させていただきます。22番の■■■■■さんは、今年の2月頃から親元就農されまして家族4名で大規模にやられていますので、何ら問題ないと思われます。また23番についても、事由のとおり問題ないと思われますので、よろしくお願ひします。以上です。

議 長 24番富樫委員。

富樫委員 はい。■■■■■さん所有の原町地内、比較的遠方にある土地でございますけれども、これを■■■■■さん、すぐ隣に宅地がある方でございます、ちょうど隣の家の■■■■■さんが購入するということで、何ら問題ないかと思われます。

議 長 25番、武田委員。

武田委員 はい。25番の件でございます。事由のとおり、問題ないと思われます。御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議 長 ただいま説明がございましたが、皆様から質問等はございませんか。
(質問なし)

議 長 お諮りいたします。

議第23号は、申請のとおり許可することに御異議ございませんか。
(異議なしの声)

議 長 御異議なしと認め、議第23号は、許可することに決定しました。

議 長 議第24号「農地法第5条の規定による許可について」を上程します。
事務局の説明を求めます。

事務局 はい。議第24号、農地法第5条の規定による許可について、御説明いたします。総会資料14ページを御覧ください。次第に沿って御説明します。

番号1、大字芳賀字十二木■■■■■、地目 台帳・現況ともに畑。面積333㎡のうち250.09㎡。農地区分 1種。借人・貸人に関しては総会資料のとおりです。契約内容 使用貸借権。使用目的 無線基地局建

設の工事ヤード（一時転用）250.09 m²。

番号2、大字清池字遠矢塚 [REDACTED]、地目 台帳・現況ともに畑。面積 321 m²。農地区分 3種。譲受人・譲渡人は総会資料のとおりです。契約内容 所有権。使用目的 専用住宅 117.17 m²になります。

また、総会資料15ページのほうに今回の申請地の案内図を添付しておりますので、御確認ください。以上です。

議長 続いて、地区担当農業委員の説明を求めます。

高橋委員。

高橋委員 はい。1番でございますけども、地図のとおり運動公園の南側に位置しておりますので、330 m²の内 250 m²ということで、農業委員の私からしますと全部借りていただきたいなという気持ちはありますが、無線基地局ということで公共性のあるものですので、致し方ないと思います。また2番については、羽陽学園短期大学の北側に位置しておりますので、周りが住宅地となっておりますので、致し方ないと思っております。御審議よろしくお願いたします。以上です。

議長 続いて、調査会委員の説明を求めます。

齋藤 照一委員。

齋藤委員 はい。11月5日に転用調査会ということで、仲野委員と行ってきました。1番につきましては、携帯電話の基地局というふうなことです。現場で問題になりまして、基地局の場所と道路との間が空いているというような話になったのですが、後日事務局のほうから問合せをしていただいた結果、道路の拡幅の予定がありどこまで拡幅なるかが未定ということのようですので、これはやむを得ないのかなと思われました。2番につきましては、地図を見ていただくと一番分かるのですが、周り全てに建物が建っております。その中に専用住宅を建てるということですので、問題ないというふうに思われます。以上です。

議長 ただいま説明がございましたが、皆様から質問等はございませんか。

（質問なし）

議長 お諮りいたします。

議第24号は、申請のとおり許可することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 御異議なしと認め、議第 2 4 号は許可することに決定しました。

議 長 議第 2 5 号「令和 7 年度第 7 回農用地利用集積等促進計画に対する意見について」を上程します。

清野委員 はい。関連ございますので退室させていただきます。

(清野委員 退室)

議 長 事務局の説明を求めます。

事 務 局 はい。議第 2 5 号、令和 7 年度第 7 回農用地利用集積等促進計画に対する意見について、御説明いたします。総会資料の 1 6 ページを御覧ください。農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 9 条第 2 項の規定により農用地利用集積等促進計画の権利設定をするため、同条第 3 項の規定により、当農業委員会に意見の求めがあったものです。1 7 ページから 1 8 ページが、権利の設定の詳細です。続いて、総会の次第の 4 ページを御覧ください。設定する権利の内容を集約したものです。新たに利用権を設定するものについては、合計面積 5, 779 m²、出し手 6 件、受け手 3 件、筆数は 7 件です。所有権を移転するものについては、合計面積 6, 470 m²、出し手 1 件、受け手 1 件、筆数は 1 件です。説明は以上です。よろしくお願いたします。

議 長 ただいま説明がありましたが、皆様から質問等はございませんか。

(質問なし)

議 長 お諮りいたします。

議第 2 5 号は、原案のとおり権利設定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 御異議なしと認め、議第 2 5 号は、原案のとおり権利設定することに「異議なし」として意見をすることに決定しました。

(清野委員 入室)

議 長 議第 2 6 号「地域計画変更申し出に係る意見について」を上程します。

事務局の説明を求めます。

課長補佐

はい。農林課の鈴木と申します。よろしく申し上げます。

説明の前に資料の訂正をお願いしたいと思います。28ページを御覧ください。地域計画の干布・荒谷地区になっておりますが、1番、(1)に地域計画の区域の状況ということで表がありますが、この表の一番上525.3haの所を525.2haに、訂正をお願いしたいと思います。併せまして、その一つ下の段の525.3を525.2に、修正のほうをお願いしたいと思いません。

私のほうから議第26号、地域計画変更申し出に係る意見について、御説明いたしたいと思います。資料20ページをお開きいただきまして、前回、先月の総会の中で天童農業振興地域からの除外ということで案件を出させてもらっておりますが、その案件につきまして今回、昨年末に作成しました天童市の地域計画から除外するというような手続きが必要になっておりますので、これについての意見等をよろしくお願ひしたいと思いません。

20ページのほう御覧いただきまして、3件になります。先月の会議でも御説明しましたけれども、一つ目が天童市消防団消防ポンプ車庫の新築ということで、こちら999㎡を干布・荒谷地区のほうから除外するような形になります。二つ目が分家住宅の新築ということで、242㎡を干布・荒谷地区の地域計画から除外することになります。最後に携帯電話無線基地局の整備ということで、40㎡になりますが、高掬地区のほうの地域計画からの除外になります。地図等につきましては、添付しておりますので御覧いただきたいと思いません。

それに伴いまして、28ページさきほど訂正をお願いしましたが、干布・荒谷地区の地域計画の面積が変更になりますので、1番の(1)地域計画の区域の状況の中の区域内の農用地等面積が525.3haから525.2haに、内訳の①農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積が、同様に525.3haから525.2haに、②の田の面積ということで、70.4haあったものが70.3haということで0.1haの減に、直させていただきますと思いません。なお今後ですね、農業振興地域からの除外に伴って、同様

に地域計画からの除外も必要になってきますので、それらを一緒に総会のほうに上程させていただきたいと思いますので、今度ともよろしくお願ひしたいと思います。以上です。

議 長 　　ただいま説明がありましたが、皆様から質問等はございませんか。
（質問なし）

議 長 　　お諮りいたします。
議第26号は、原案のとおり変更することに御異議ございませんか。
（異議なしの声）

議 長 　　御異議なしと認め、議第26号は、原案のとおり変更することに「異議なし」として意見することに決定しました。

　　今総会の案件の中で、条項、字句、数字その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任することに了承くださるようお願いいたします。

議 長 　　本日の議事はすべて終了しました。

　　以上をもちまして、令和7年度第8回天童市農業委員会総会を閉会します。

午前10時32分 閉会
